

広島県告示第三百七号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三十四条第一項の規定によって、認証業務の実施に関する事務を次のとおり委任した。

なお、平成十五年広島県告示第千四百九十五号（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の規定による認証業務の実施に関する事務の委任）は、平成二十六年三月三十一日限り、廃止した。

平成二十六年四月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定認証機関の名称

地方公共団体情報システム機構

二 所在地

東京都千代田区一番町二五番地

三 認証業務の実施を行わせることとした日

平成二十六年四月一日